

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第36号

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部を改正する規則

香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育に従事する職員の配置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもの数を<u>15</u>で除して得た数</p> <p>(4) 満4歳以上の子ども 当該子どもの数を<u>25</u>で除して得た数</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 職員の数（幼稚園免許状を有する者、保育士、これらの資格を併有する者、保健師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師をいう。）、看護師（同法第5条に規定する看護師をいう。）、<u>栄養士、管理栄養士</u>及びその他職員に区分するものとする。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(保育に従事する職員の配置)</p> <p>第3条 条例別表第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を順次合計して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもの数を<u>20</u>で除して得た数</p> <p>(4) 満4歳以上の子ども 当該子どもの数を<u>30</u>で除して得た数</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第9条 条例別表第10の(3)の規則で定める情報は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 職員の数（幼稚園免許状を有する者、保育士、これらの資格を併有する者、保健師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師をいう。）、看護師（同法第5条に規定する看護師をいう。）、<u>栄養士</u>及びその他職員に区分するものとする。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

- この規則中第3条の改正規定及び次項の規定は公布の日から、第9条の改正規定は令和7年4月1日から施行する。
- 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第3条第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第3条第3号及び第4号の規定は、この規則の公布の日以後においても、なおその効力を有する。